



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月28日（火） 第10086号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（総務事務管理課）	2
○群馬県保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（感染症・がん疾病対策課）	2
○群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害政策課）	6
○群馬県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則（同）	12
告 示	
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数の告示の一部改正（国保援護課）	13
○県道路線認定に関する告示の一部改正（道路管理課）	14
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	15
○公営住宅法第47条第2項の規定による公告（住宅政策課）	15
○同	16
○同	16
選挙管理委員会告示	
○公職選挙法執行規程の一部を改正する告示	18
○公職選挙法事務取扱規則の一部を改正する告示	18
○最高裁判所裁判官国民審査に関する規程の一部を改正する告示	19
○各種投票において病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定の告示の一部改正	20
○政治団体の名称等	20
○政治団体の異動事項	22
○政治団体の解散届出	23
○資金管理団体の名称等	23
○資金管理団体の異動事項	24
○資金管理団体の指定の取消し等	25
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	25
○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の告示の一部改正	26
落 札	
○落札者等の決定（教育委員会管理課）	26

規則

群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十八号

群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則(令和三年群馬県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

- 五 個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七十七条第一項に規定する開示請求、同法第九十一条第一項に規定する訂正請求又は同法第九十九条第一項に規定する利用停止請求のあったもの、同法第八十二条各項、第九十条各項又は第百一条各項の決定の日の翌日から起算して一年間

白黒複写一枚につき十円
カラー複写一枚につき五十円
白黒出力一枚につき十円
カラー出力一枚につき五十円
一枚につき二百円に当該文書等一枚ごとに十円を加えた額
一枚につき二百円

を

群馬県情報公開条例施行規則(平成十二年群馬県規則第二百二十三号)第十一条第一項の規定の例による。

に改める。

一枚につき二百二十円に当該文書等一枚ごとに十円を加えた額

一枚につき二百二十円

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十九号

群馬県保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

- 群馬県保健所使用料及び手数料条例施行規則(昭和四十二年群馬県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
 - 第二条第一項第三号を削り、同条第二項中「及び第三号」を削り、同条第三項中「別記様式第三号」を「別記様式第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。
 - 3 検便を依頼しようとする者(第一項第二号に規定する者を除く。)は、一般検便申請書(別記様式第三号)を保健所長に提出しなければならない。
 - 4 第五条第二号から第六号までに掲げる検査を依頼しようとする者は、HIV・性感染症検査申請書(別記様式第四号)を保健所長に提出しなければならない。
 - 第四条第二項中「別記様式第四号」を「別記様式第六号」に改め、同項に次のただし書を加える。
- ただし、別表の六の項上欄に掲げる者が同項中欄に掲げる検査を受ける場合は、この限りでない。
- 第五条第二号から第六号までを次のように改める。
- 二 HIV検査

- 三 B型肝炎ウイルス検査
- 四 C型肝炎ウイルス検査
- 五 梅毒検査
- 六 淋菌及びクラミジア・トラコモナス検査

別表の六の項を次のように改める。

六 第五条第二号から第六号までに掲げる検査を受けることを希望する者	第五条第二号から第六号までに掲げる検査であつて、保健所長が必要と認めるもの	全額
-----------------------------------	---------------------------------------	----

別記様式第一号中

1 エックス線画像診断		人		人	円	円
2 エックス線検診車によるエックス線画像診断		人		人	円	円

を

1 エックス線画像診断		人		人	円	円
-------------	--	---	--	---	---	---

に

「3 検便(細菌培養同定検査)」を「2 検便(細菌培養同定検査)」に改める。
別記様式第四号中

「 特定感染症検査等実施要綱に規定する検査であつて、個別相談の結果、保健所長が必要と認めるものである。」を

削り、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第三号を別記様式第五号とし、別記様式第二号の次に次の二様式を加える。

別記様式第3号(規格A4) (第2条関係)

一般検便申請書

保健所長 あて

検 便		(受付日) 年 月 日			受付 No
申請者	氏名 法人名	屋号		ふりがな	
	住所 所在地	郡市	町村	番地	
		電話 ()		番	
	氏 名	生 年 月 日			成 績
1	男・女	年	月	日生	歳
2	男・女	年	月	日生	歳
3	男・女	年	月	日生	歳
4	男・女	年	月	日生	歳
5	男・女	年	月	日生	歳
6	男・女	年	月	日生	歳
7	男・女	年	月	日生	歳
8	男・女	年	月	日生	歳
9	男・女	年	月	日生	歳
10	男・女	年	月	日生	歳
11	男・女	年	月	日生	歳
12	男・女	年	月	日生	歳
13	男・女	年	月	日生	歳
検査項目	培養 (赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌 (O157))				
	培養 [集団] (")				
	その他				
依頼者区分	営業・給食・水道・その他 ()				
成績書	要・不要		備考		

別記様式第4号(規格A4)(第2条関係)

H I V ・ 性 感 染 症 検 査 申 請 書

年 月 日

保健所長 あて

検体番号(- -) 受付(採血)年月日 年 月 日

性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
-----	-------	-----	---

- ☆ 太線のワク内に記入して下さい。
- ☆ 希望する検査項目にチェックを付けてください。

H I V ・ 性 感 染 症 検 査	
	H I V
	梅毒
	クラミジア・淋菌 (尿)
	クラミジア・淋菌 (うがい液)
肝炎ウイルス検査	
	H C V 抗体
	H B s 抗原

★ H I V 検査は迅速検査法で行います。
 検査結果は本日お知らせします。
 (月 日 時 分頃)

注意

- ・ 検査法の特性で検査結果のお知らせが翌週以降になる場合があります。
- ・ 検査結果を聞きに来る時は、**必ず本人が検査申請書控を持参し来所**してください。
- ・ 検査結果は電話でお答えできません。

最後に排尿したのは

時 分頃

最後に飲食、歯磨き等をしたのは

時 分頃

確認検査の結果説明日時 年 月 日 (曜日) 時 分頃

その他(性感染症・肝炎)検査の結果説明日時

年 月 日 (曜日) 時 分頃

- ・ H I V についての心配や質問は、遠慮なくお申し出ください。
- ・ 感染の機会の後おおむね3か月以内の検査では、感染していることを判定できない場合があります。

附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県保健所使用料及び手数料条例施行規則の規定により作成された用紙があるときは、当分の間適宜補正して使用することができる。

群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和五年三月二十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十号

群馬県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

群馬県身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年群馬県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

様式第六号中「男・女」を「) 」に、「 男・女 」を「 」に改める。

様式第八号中

「ふりがな 氏 名」を「ふりがな 氏 名 性別 男・女」に改める。

「生 男・女」を「生 男・女」に改める。

様式第十六号中

性別	年齢	等級

年齢	等級

を

に改める。

様式第十七号(その1)から(その10)までの規定中「 男・女 」を削り、同様式(その

11)中「 男・女 」及び「(男・女)」を削る。

様式第十七号の二補装具(義手)処方箋を次のように改める。

補装具(義手)処方箋

医師用

氏名				生年月日	年 月 日 (歳)		
住所				TEL			
医学的 所見	疾患名			切断 部位	左 右		職業 (具体的に)
	障害名			断端長	cm		
種目	殻構造・骨格構造		採型区分	A-()		種目名称別コード	
名称	1. 上腕義手 2. 肩義手 3. 肘義手 4. 前腕義手 5. 手義手 6. 手部義手 7. 手指義手	型式・基本価格	1. 装飾用 2. 作業用 3. 能動式 a. ハンド型手部付 b. フック型手部付 c. ハンド型長断端用 d. フック型長断端用 4. 電動式	e. ハンド型中断端用 f. フック型中断端用 g. ハンド型短断端用 h. フック型短断端用	加算	1. 肩甲胸郭間切断用 2. 吸着式 3. 顆上懸垂式 4. スプリット式 5. チェックソケット a. シリコン又はライナー b. 透明プラスチック	

【製作要素価格】

ソケット	1. アルミニウム 2. セルロイド 3. 皮革 4. 熱硬化性樹脂 5. 熱可塑性樹脂 6. 熱硬化性樹脂(電動式) 7. 熱可塑性樹脂(電動式)	ソフトインサート	1. 皮革 2. 軟性発泡樹脂 3. 皮革・軟性発泡樹脂	支持部	1. 装飾用能動式 2. 作業用 3. 電動式 a. 肩部 b. 上腕部 (1)アルミニウム、セルロイド (2)熱硬化性樹脂 c. 前腕部 (1)アルミニウム、セルロイド (2)熱硬化性樹脂 d. 手部
義手用ハーネス	1. 肩義手用 a. 胸郭バンド式肩ハーネス一式 b. 肩たすき一式 2. 上腕義手用 a. 胸郭バンド式上腕ハーネス一式 b. 肩たすき一式 c. 8字ハーネス一式 3. 前腕義手用 a. 胸郭バンド式前腕ハーネス一式 b. 8字ハーネス一式 c. 9字ハーネス一式 d. たわみ継手(一組) e. 前方支持バンド f. 上腕カフ(三頭筋パッド)			外装	1. 肩部 a. 皮革 b. プラスチック c. 塗装 2. 上腕部 a. 皮革 b. プラスチック c. 塗装 3. 前腕部 a. 皮革 b. プラスチック c. 塗装

【完成用部品価格】

完成用部品	
-------	--

特記事項、使用者の希望事項など記述すること			
(借受けの希望 有・無)			
処方	年 月 日	仮合せ	年 月 日 良・不良
採型	年 月 日	適合判定	年 月 日
医療機関名			
医師名			

様式第十七号の二補装具(車椅子) 処方箋中
座 別
男・女
を
及び補装具(装具) 処方箋を次のように改める。

に改め、同様式補装具(義足) 処方箋

補装具(義足)処方箋

医師用

氏名				生年月日	年 月 日()歳		
住所						TEL	
医学的 所見	疾患名		切断 部位	左右		職業 (具体的に)	
	障害名		断端長	cm			
種目	殻構造・骨格構造		採型区分	B-()		種目名称別コード	
名称・ 型式	殻構造			骨格構造			
	1.股義足	a.常用(普通) b.常用(カナダ式) c.作業用			a.カナダ式		
	2.大腿義足	a.常用 b.吸着式常用 c.作業用			a.差込式 b.吸着式		
	3.膝義足	a.常用 b.作業用			a.常用		
	4.下腿義足	a.常用(普通) b.常用(PTB式) c.常用(PTS式) d.常用(KBM式) e.常用(TSB式) f.作業用			a.PTB式 b.PTS式 c.KBM式 d.TSB式 e.長断端用		
	5.果義足						
	6.足根中足義足	a.鋼板入り b.足袋式 c.下腿部支持式					
基本 価格	1.受皿式	5.吸着式	9.TSB式	加 算	a.片側骨盤切断用		(1)チェックソケット (2)透明プラスチック
	2.カナダ式	6.PTB式	10.有窓式		b.短断端切断用キャップシャフト		
	3.差込式	7.PTS式	11.足袋式		c.坐骨収納型ソケット		
	4.ライナー式	8.KBM式	12.下腿部支持式		d.大腿支柱付き		

【製作要素価格】

ソ ケ ット	1.アルミニウム、 セルロイド	ソ フ ト イ ン サ ー ト	1.皮革	支 持 部	殻構造義肢		
	2.木製		2.軟性発泡樹脂		1.常用		
義 足 懸 垂 用 部 品	3.皮革	1.皮革 2.軟性発泡樹脂 3.皮革・軟性発泡樹脂 4.皮革・フェルト 5.シリコーン	3.皮革・軟性発泡樹脂	外 装	a.股部		
	4.熱硬化性樹脂		4.皮革・フェルト		b.大腿部 (1)木製 (2)アルミニウム、セルロイド		
	5.熱可塑性樹脂		5.シリコーン		c.下腿部 (3)熱硬化性樹脂		
義 足 懸 垂 用 部 品	1.股義足用	a.懸垂帯一式		外 装	d.足部		
	2.大腿義足用	a.シレジアバンド一式	b.肩吊り帯		2.作業用 3.作業用(鉄脚使用)		
義 足 懸 垂 用 部 品	帯	c.腰バンド	d.横吊帯	外 装	a.股部 c.下腿部 a.大腿部		
		e.義足用吊			b.大腿部 d.足部 b.下腿部		
3.下腿義足用	a.腰バンド	b.横吊帯		外 装	骨格構造義肢		
	c.大腿もも締め一式	d.PTB膝カフ一式			1.股義足用 2.大腿義足用 3.下腿義足用		
				外 装	1.股部	2.大腿部	a.皮革 b.プラスチック c.塗装
					3.下腿部	4.足部	d.表革 e.裏革 f.リアルソックス

【完成用部品価格】

完成用部品	
-------	--

特記事項、使用者の希望事項など記述すること			
(借受けの希望 有・無)			
処方	年 月 日	仮合せ	年 月 日 良・不良
採型	年 月 日	適合判定	年 月 日
医療機関名			
医師名			

補装具(装具)処方箋

医師用

氏名			生年月日	年 月 日()歳	
住所				TEL	
医学的 所見	疾患名		切断 部位	左右	職業 (具体的に)
	障害名		断端 長	cm	種目名称別コード
区分、名称、基本構造基本価格					
下 肢 装 具	A-				
	(1)股装具 A.金属枠 B.硬性 C.軟性 (2)先天性股脱装具 A.リーメンビューゲル型 B.フォンローゼン型 C.パチェラー型 D.ローレンツ型 E.ランゲ型 (3)内反足装具 A.短下肢装具型 B.靴型装具型 C.デニスブラウン型 (4)長下肢装具 A.両側支柱 B.片側支柱 C.硬性 D.X脚又はO脚 (5)膝装具 A.両側支柱 B.硬性 C.スウェーデン式 D.軟性 (6)短下肢装具 A.両側支柱 B.片側支柱 C.S型支柱 D.鋼線支柱 E.板ばね F.硬性 G.軟性 (7)ツイスター A.軟性 B.鋼製ケーブル (8)足底装具 A.アーチサポート B.メタターサルサポート C.補高 D.内側及び外側楔				
靴 型 装 具	B-	体 幹 装 具	C-		
	A.長靴 B.半長靴(編上靴) C.チャッカ靴 D.短靴		(1)頸椎装具 A.金属枠 B.硬性 C.カラー D.斜頸矯正用枕 (2)胸椎装具 A.金属枠 B.硬性 C.軟性 (3)腰椎装具 A.金属枠 B.硬性 C.軟性 (4)仙腸装具 A.金属枠 B.硬性 C.軟性 D.骨盤帯 (5)側弯症装具 A.ミルウォーキー型 B.頭部に及ばないもの		
上 肢 装 具	D-				
	(1)肩装具 A.金属枠 B.硬性 C.分娩麻酔用 (2)肘装具 A.両側支柱 B.硬性 C.軟性 (3)手関節背屈保持装具 A.パネル型 B.トーマス型 C.オープンハイマー型 D.硬性 (4)長対立装具 (5)短対立装具 (6)把持装具 A.手関節駆動式 B.ハーネス駆動式 (7)MP 屈曲(伸展)補助装具 A.パネル型 B.プラスチック C.軟性 (8)指装具 (9)BFO				

【製作要素価格】

1.下肢装具	
a.継手 (1)股継手 (2)膝継手 (3)足継手 固定式 遊動式 固定式 遊動式 固定式 遊動式 プラスチック継手 プラスチック継手	c.その他の加算要素 ・膝サポーター(支柱付き・支柱なし) ・キャリパー ・ツイスター(軟性・鋼製ケーブル) ・デニスブラウン ・膝当て ・T・Yストラップ ・スタビライザー ・ターンバックル ・ダイヤルロック ・伸展・屈曲補助装置 ・補高足部 ・足底裏革 ・高さ調節 ・内張(大腿部・下腿部・足部)
b.支持部 (1)大腿支持部 A 半月 B 皮革等 C モールド 1.カフバンド 1.熱硬化性樹脂 2.大腿コルセット 2.熱可塑性樹脂 (2)下腿支持部 A 半月 B 皮革等 C モールド 1.カフバンド 1.熱硬化性樹脂 2.下腿コルセット 2.熱可塑性樹脂 (3)足部 A あぶみ B 足部 C 標準靴 1 皮革等(大・小) 2.モールド(熱硬化性樹脂) 3.モールド(熱可塑性樹脂)	d.先天股脱装具の加算要素 ・リーメンビューゲル型 ・フォンローゼン型 ・ローレンツ型(モールド・モールドフレーム) ・ランゲ型
※・大腿支持部坐骨支持式 ・下腿支持部(PTB式・PTS式・KBM式) ・足板補強	

2. 靴型装具	
a. 製作要素※(グッドイヤー式・マッケイ式) (1)患側(整形靴・特殊靴) 短靴・チャッカ靴 半長靴・長靴 (2)健側 短靴・チャッカ靴 半長靴・長靴	b. 付属品等の加算要素 ・月型延長 ・スチールバネ入り ・トウボックス補強 ・鉛板挿入 ・足背バンド ・マジックバンド ・補高(敷き皮式・靴補高) ・ヒール補正(トルクヒール・ウェッジヒール等) ・足底補正(内側、外側ソールウェッジ・テンパーバー等)
3. 体幹装具	
a. 支持部 (1)頸椎支持部 A モールド(支柱付き・なし) B フレーム C カラー(あご受けあり・なし) (2)胸椎支持部 A モールド(支柱付き・なし) B フレーム C 軟性 (3)腰椎支持部 A モールド(支柱付き・なし) B フレーム C 軟性 (4)仙腸支持部 A モールド(支柱付き・なし) B フレーム C 軟性 D 骨盤帯(芯あり・なし) (5)骨盤支持部 A 皮革 B モールド	b. その他の加算要素 (1)体幹装具付属品 ・高さ調整 ・ターンバックル式 ・腰部継手 ・バタフライ ・肩バンド ・会陰ひも ・腹圧強化バンド (2)側弯症装具付属品 ・胸椎パッド ・腰椎パッド ・ショルダーリング ・腋窩パッド ・アウトリガー ・前方支柱 ・後方支柱 ・側方支柱 ・ネックリング ・胸郭バンド (3)内張 ・頸椎支持部 ・胸椎支持部 ・腰椎支持部 ・仙腸支持部
4. 上肢装具	
a. 継手 (1)肩継手 固定式 遊動式 肩回旋装置 (2)肘継手 固定式 遊動式 プラスチック継手 (3)手継手 固定式 遊動式 プラスチック継手 鋼線支柱 (4)MP 継手 固定式 遊動式 (5)IP 継手 固定式(金属・モールド) 遊動式 鋼線支柱	c. その他の加算要素 ・基節骨パッド(モールド・フレーム) ・中・末節骨パッド(モールド・フレーム) ・対立バー ・Cバー ・アウトリガー ・伸展・屈曲補助バネ ・肘あて ・ターンバックル ・ダイヤルロック ・内張(上腕部・前腕部・手部)
b. 支持部 (1)胸郭支持部 A モールド B フレーム (2)骨盤支持部 A モールド B フレーム (3)上腕支持部 A 半月 B 皮革等 C モールド 1 カフバンド 2 上腕コルセット (4)前腕支持部 A 半月 B 皮革等 C モールド 1 カフバンド 2 上腕コルセット (5)手部背側パッド A モールド B フレーム (6)手掌パッド A モールド B フレーム	

【完成用部品価格】

完成用部品	
-------	--

特記事項、使用者の希望事項など記述すること			
(借受けの希望 有・無)			
処方	年 月 日	仮合せ	年 月 日 良・不良
採型	年 月 日	適合判定	年 月 日
医療機関名			
医師名			

様式第十七号の二補装具(電動車椅子) 処方箋中

「
症
患・対
」

を

「
」

に改め、同様式補装具(座位保持装

置) 処方箋及び眼科補装具処方箋中

「
」
を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県身体障害者福祉法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県身体障害者福祉法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第三十一号

群馬県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則

群馬県療育手帳に関する規則(平成二十七年群馬県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中、「生年月日及び性別」を「及び生年月日」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第98号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数の告示(平成30年群馬県告示第97号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月28日

群馬県知事 山本 一 太

表第9条第3項の項中「0.4」を「0.2」に改め、表第9条第5項の項中「0.9870173735344」を「0.9726493784633」に改め、表第9条第8項の項中「1.0303031469844」を「1.0142961134407」に改め、表第10条第3項の項中「0.9785703778422」を「0.9651640334348」に改め、表第10条第6項の項中「0.9999999985627」を「0.9999999989276」に改め、表第11条第3項の項中「1.0150322128678」を「0.9974139626889」に改め、表第11条第6項の項中「0.9999999960163」を「0.999999996226」に改める。

◎群馬県告示第九十九号

県道路線認定に関する告示(昭和三十四年群馬県告示第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十八日

群馬県知事 山本一太

表二五六の項中「竜舞山前停車場線」を「竜舞足利線」に、「終点 足利市 山前停車場」を「終点 足利市西宮町」に改める。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年3月28日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
近藤沼	理 事	再 任	石塚栄一	館林市苗木町2569番地1
	同	同	栗原一郎	同 同 2702番地
	同	同	大塚喜一	同 上三林町2111番地
	同	同	大塚正	同 同 2140番地
	同	同	須永治男	同 同 2201番地
	同	同	三田庄一郎	同 下三林町686番地
	同	同	石川誠	同 同 800番地1
	同	同	小林一康	同 同 1248番地
	同	同	吉田末吉	同 同 1301番地
	同	同	荻原良和	同 同 1381番地1
	同	同	小堀廣和	同 同 1387番地2
	同	同	荻原和雄	同 同 1454番地
	同	同	荻原繁和	同 同 1461番地
	同	新 任	川島勇	同 上三林町2300番地1
	同	同	石川光男	同 下三林町1383番地
	同	退 任	三田繁雄	同 同 1352番地
	監 事	再 任	平井芳正	同 苗木町2701番地
	同	同	吉田政雄	同 下三林町912番地
	同	新 任	荒川勤	同 上三林町1908番地
	同	退 任	奥澤俊男	同 同 2254番地

群馬県住宅供給公社が前橋市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和5年3月28日

群馬県知事 山 本 一 太

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年3月28日

群馬県住宅供給公社 理事長 中 島 聡

- 1 前橋市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 前橋市営住宅設置条例（昭和39年前橋市条例第61号）別表第1に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

群馬県住宅供給公社が高崎市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和5年3月28日

群馬県知事 山 本 一 太

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年3月28日

群馬県住宅供給公社 理事長 中 島 聡

- 1 高崎市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 高崎市市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高崎市条例第62号）別表第1に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

群馬県住宅供給公社がみなかみ町営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和5年3月28日

群馬県知事 山 本 一 太

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年3月28日

群馬県住宅供給公社 理事長 中 島 聡

- 1 みなかみ町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社

- 2 1で定める者が管理を行う町営住宅等 みなかみ町営住宅管理条例(平成17年みなかみ町条例第192号)別表に掲げる町営住宅
- 3 1で定める者が行う町営住宅等の管理の内容 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が町営住宅等の管理を行う期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

選挙管理委員会告示

群馬県選挙管理委員会告示第九十四号

公職選挙法執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十八日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智 満

公職選挙法執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法執行規程(昭和三十八年群馬県選挙管理委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条中「法第二百一条の十一第二項の規定により、政党その他の政治団体が政談演説会(以下「政談演説会」という。)の開催の届出をする場合」を「県の選挙における法第二百一条の十一第二項の規定による政談演説会の開催の届出」に、「による届出書を提出しなければならない」を「によるなければならない」に改める。

第十号様式備考2中「当該投票区」を「市町村全域のもので、投票区の境界」に、「ポスター掲示場設置数予定場所(規定の箇所数による予定場所は朱書、減少による予定場所は青書)」を「ポスター掲示場設置予定場所」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

群馬県選挙管理委員会告示第九十五号

公職選挙法事務取扱規則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十八日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智 満

公職選挙法事務取扱規則の一部を改正する告示

公職選挙法事務取扱規則(平成十二年群馬県選挙管理委員会告示第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 公職の候補者(第二十五条)」を「第七章 削除」に改める。

第七章 削除

第二十五条 削除

第二号様式中

年月日 (定時登録)現在 の選挙人名簿 登録者数	(A) 以降 における			今回定 時登録 者数	今回定時 登録日現在 における登録 者総数 (A+B+C+D)
	定時登録 に係る補	選挙時 登録に係る	随 時		

(A)	正登録者数(B)	登録者数(C)	補正登録者数(D)	抹消者数(E)	(F)	+ E + (G)
男						
女						
計						

年月日登録日	左の翌日以降 右の前日まで	同日現在における 選挙人名簿登録者 数(A)	同日現在における 選挙人名簿登録者 数(A-B+C-D+ E)=(F)	うち、同日 に抹消した 者数(G)	同日登録した 者数(E)	抹消した 者数(D)	登録した 者数(補を 含む。)(C)	うち、同日 に抹消した 者数(B)	計
男									
女									
計									

次のとおり。

年月日 の在外選挙 人名簿登録者 数(A)	前回調査時点 以降の登録者 数(B)	前回調査時点 以降の抹消者 数(C)	今回調査時点 の在外選挙 人名簿登録者 数(A+B-C)= (D)
--------------------------------	--------------------------	--------------------------	-----------------------------------------------

男					
女					
計					

を

年 月 日現在	左の翌日以降 右の前日まで	年 月 日現在	同日現在における在外選挙人名簿登録者数(A)		同日現在における在外選挙人名簿登録者総数(A+B+C+D+E) (F)	
			うち、抹消した者数(B)	うち、抹消した者数(G)	うち、抹消した者数(E)	うち、抹消した者数(G)
男						
女						
計						

に

選挙人数	投票所と投票所との距離 Km	特別の事情
------	-------------------	-------

を

投票所と投票所との距離 Km	特別の事情
-------------------	-------

を

改める。
 繰入を添付する「第40条第1項ただし書きの」を「第40条第1項ただし書きの」及び「投票時間を」と「開閉時刻を」とに

を

備考

- 選挙人数は、直近の選挙人名簿登録者数を記載すること。
- 届出事項中「特別の事情」欄は、法第40条第1項ただし書きに規定する特別の事情を具体的に記載すること。
- この届出書には、全投票区域に開票所及び投票所を表示した略図を添付すること。

を

備考 届出事項中「特別の事情」欄は、法第40条第1項ただし書に規定する特別の事情を具体的に記載すること。
 改める。

第十九号様式及び第二十号様式を次のように改める。

第19号様式及び第20号様式 削除

附 則

の告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県選挙管理委員会告示第九十六号

最高裁判所裁判官国民審査に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十八日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智 満

最高裁判所裁判官国民審査に関する規程の一部を改正する告示

最高裁判所裁判官国民審査に関する規程（昭和二十七年群馬県選挙管理委員会告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

附 則

の告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県選挙管理委員会告示第97号

各種投票において病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定の告示（昭和59年群馬県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

「農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条（農業委員会の選挙による委員の選挙並びに）」を削り、「第14条」を「第13条」に改める。

◎群馬県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年3月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部		届出年月日
自由民主党群馬県前橋市第七支部	鈴木数成	小畑尚子	前橋市総社町2-11-23
	○		令和5年2月20日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
あいざわ宗利後援会	相澤宗利	相澤ルリ子	沼田市桜町1975-33
新井ひろよ後援会	新井宏予	関口直美	桐生市川内町2-699
石井おさむ後援会	石井理	石井薫	富岡市富岡295-2
岩瀬りょう後援会	岩瀬僚	岩瀬弘美	太田市新田村田町1080-4

上原貴之後援会	上原貴之	上原貴之	安中市安中4520-1
	令和5年2月15日		
うさみ誠後援会	宇佐美誠	飯塚良太	安中市上後閑1885-6
	令和5年2月2日		
岡野ひろみ後援会	岡野尋実	岡野民蔵	富岡市中高瀬58-6
	令和5年2月1日		
金田かずとよ後援会	金田一豊	金田一豊	富岡市桑原189
	令和5年2月1日		
神山均後援会	神山均	神山とも子	邑楽郡邑楽町中野591
	令和5年2月2日		
北島とおる後援会	北島徹	北島徹	富岡市宮崎347-2
	令和5年2月24日		
群馬県商工連盟	金子昌彦	坂庭秀	前橋市大友町2-12-5-605
	令和5年2月27日		
小島つよし後援会	小島強	小島強	桐生市相生町1-141-1
	令和5年2月1日		
塩野ひろや後援会	青木克孝	塩野財男	みどり市笠懸町久宮338
	令和5年2月13日		
下谷彰一後援会	下谷彰一	萩原良一	吾妻郡嬭恋村芦生田397
	令和5年2月13日		
高橋じゅん後援会	笠原和男	清水博	高崎市山名町492-1
	令和5年2月20日		
土屋哲夫後援会	土屋哲夫	黒岩雅広	吾妻郡嬭恋村大前326
	令和5年2月7日		
にとうすぐる後援会	仁藤秀尊	仁藤朱里	太田市新田反町町696-2
	令和5年2月1日		
飛躍の会	遠間大和	遠間淳子	安中市野谷2873-1
	令和5年2月1日		
福田公雄後援会	福田公雄	田村淳	吾妻郡中之条町上沢渡2313
	令和5年2月13日		
宮崎藤夫後援会	宮崎藤夫	飯塚信彦	吾妻郡中之条町横尾2546-2
	令和5年2月20日		

山本修後援会	山本修	山本日出男	吾妻郡中之条町入山1660
	令和5年2月2日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和5年3月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党群馬県高崎市第五支部	代表者の氏名	中島久	中島篤	令和5年1月15日
自由民主党群馬県ふるさと振興支部	代表者の氏名	倉澤省三	蟻川七郎次	令和5年2月20日
自由民主党群馬県伊勢崎市第十支部	会計責任者の氏名	齋藤勇人	赤石光政	令和5年2月24日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
安中市政策研究会	政治団体の名称	安中市政策研究会	青松会	令和5年2月1日
	主たる事務所の所在地	安中市安中811	安中市松井田町高梨子866	令和5年2月1日
今井敏博後援会	代表者の氏名	竹林恒男	大塚貞雄	令和5年1月25日
小川あきらを育む会	代表者の氏名	中山嘉康	金子肇	令和5年2月1日
	会計責任者の氏名	田中政一	砂川規矩雄	令和5年2月1日
小野関はるよし後援会	代表者の氏名	小野関としえ	小野関治義	令和4年7月16日
群馬県改革協議会	会計責任者の氏名	杉内晟人	八木田恭之	令和4年12月28日
小島つよし後援会	主たる事務所の所在地	桐生市相生町1-287-2	桐生市相生町1-141-1	令和5年2月24日
さいとう一夫後援会	会計責任者の氏名	齋藤千晶	齋藤栄作	令和4年12月21日
たじま忠一後援会	代表者の氏名	黒島浩	松井隆	令和5年

				2月4日
中島豪後援会	代表者の氏名	小林一仁	中島久	令和5年 2月2日
ぬまた一新会	会計責任者の 氏名	成田乃介	島田康弘	令和5年 2月21日
割田みきお後援会	主たる事務所 の所在地	吾妻郡中之条町蟻川2 082	吾妻郡中之条町蟻川4 778	令和5年 2月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年3月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党藪塚支部	小林道雄	令和4年12月31日
自由民主党群馬県藤岡市第三支部	金井秀樹	令和4年12月31日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
小川あきらを育む会	中山嘉康	令和5年2月10日
小野関はるよし後援会	小野関としえ	令和4年7月16日
金井秀樹後援会	金井秀樹	令和4年12月31日
川島吉男後援会	川島吉男	令和5年2月1日
久保秀雄後援会	鈴木八一郎	令和5年2月10日
清水真人後援会	富沢徳好	令和4年12月31日
鈴木初夫後援会	鈴木勲	令和4年12月28日
地域の歴史を語る会	金井秀樹	令和4年12月31日
森田修後援会	吉田進	令和4年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年3月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
相澤宗利	沼田市議会議員	あいざわ宗利後援会	沼田市桜町1975-33	令和5年2月13日
宇佐美誠	安中市議会議員	うさみ誠後援会	安中市上後閑1885-6	令和5年2月1日
金田一豊	富岡市議会議員	金田かずとよ後援会	富岡市桑原189	令和5年1月30日
北島徹	富岡市議会議員	北島とおる後援会	富岡市宮崎347-2	令和5年2月24日
小島強	桐生市議会議員	小島つよし後援会	桐生市相生町1-141-1	令和5年2月1日
仁藤秀尊	太田市議会議員	にとうすぐる後援会	太田市新田反町町696-2	令和5年2月1日
福田公雄	中之条町議会議員	福田公雄後援会	吾妻郡中之条町上沢渡2313	令和5年2月10日

◎群馬県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和5年3月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
岩井均	安中市政策研究会	政治団体の名称	安中市政策研究会	青松会	令和5年2月1日
		主たる事務所の所在地	安中市安中811	安中市松井田町高梨子866	令和5年2月1日
小島強	小島つよし後援会	主たる事務所の所在地	桐生市相生町1-287-2	桐生市相生町1-141-1	令和5年2月24日
遠間大和	遠間やまと後援会	公職の種類	安中市議会議員、群馬県議会議員	安中市議会議員	令和5年2月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年3月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
川島吉男	川島吉男後援会	令和5年2月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和5年3月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,065
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 300,403
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,041
甘楽郡	6,143
吾妻郡	14,928
利根郡	9,067
佐波郡	10,011
邑楽郡	26,852
前橋市	92,445
高崎市	102,901
桐生市	30,298
伊勢崎市	56,000
太田市	59,031

沼田市	12,993
館林市	20,601
渋川市	21,302
藤岡市・多野郡	18,830
富岡市	13,168
安中市	15,972
みどり市	13,831

◎群馬県選挙管理委員会告示第105号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の告示（令和3年群馬県選挙管理委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表沼田市選挙管理委員会の項中「沼田市利根町多那1526」を「沼田市利根町多那2544」に改める。

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和5年3月28日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 県立学校基本ソフトウェアライセンス 4,936（ライセンス数は、教育対象ユーザーカウントによる。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和5年3月14日
- 4 落札者の名称及び所在地 リコージャパン株式会社 マーケティング本部群馬支社L A営業部 群馬県前橋市元総社町527番地3号
- 5 落札金額 35,118,652円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和5年1月31日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111